

各流通段階における問題点等を把握するための調査を社団法人日本果樹種苗協会に委託した。

(6) 品種登録情報処理推進事業

近年、品種登録制度における出願・登録件数の増加に対応した、出願・登録関係書類の整理、保管、検索等の一層の効率化や、UPOV加盟国間におけるCD-ROMによる品種情報の交換への対応等、情報処理システムの整備を図ることが必要となっている。

このため、6年度は光ディスクの導入、CD-ROMによる情報交換に対応するために必要なソフト開発を行った。

(7) 種苗関連新技術等市場動向調査委託事業

種苗関連新技術の開発の動向、種苗の市場動向を把握し、新技術の開発とその普及の円滑な推進に資するための調査を社団法人農林水産先端技術産業振興センターに委託した。

(8) 従属品種判定技術確立対策調査事業

1991年に改正されたUPOV条約では、育成者の権利を強化するために従属品種に関する規定が導入されたが、従属品種を判定する技術は確立されていない状況にある。このため、当該技術の確立に要する調査を社団法人日本果樹種苗協会に委託した。

(9) UPOVアジア地域セミナー

アジア地域における植物品種保護制度の導入を促進するためUPOV（植物新品種保護国際同盟）が行うアジア諸国（中国、韓国、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア等）を対象とする品種保護制度に関するセミナーの開催を内容とする事業に対し提出を行った。（セミナーは、9月に中国3都市で、11月から12月にかけてパキスタン、マレーシア、インドネシア、フィリピンで開催された。）

2 種苗の生産流通対策等

(1) 種 苗 検 査 等

ア 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の新規営業届出件数は、6年度には9件であった。

イ 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、種苗管理センターにおいて、6年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査、ほ場及び立入検査をして、種苗業者の指導と種子証明を行い、不良種子の取締りと優良種苗の普及促進を図った。

(ア) 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査28,341点、集取試料の検査4,261点、野菜の生産基準等に

関する検査として品種純度検査171点、種子検査4,066点

(イ) 種苗業者等からの依頼種子について、農産種子依頼検査規程に基づき種子検査と農産種子検査報告書の発行1,023件、国際種子検査報告書の発行369件

(ウ) 輸出用種子について、EC向け輸出野菜種子の品質維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定49点

(エ) 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査278点（6,2万ℓ）

(2) 導入果樹品種特性調査事業

導入果樹について、各地域の気候・土壌条件に合致した品種選定に資するため、国内生産が有望と考えられる品種について、各地域での栽培特性・果実品質等の調査を推進した。

(3) ハイポテンシャル種苗開発促進事業

機械化播種・成型苗等播種に対応した高発芽率種子の機能活性化処理技術の開発及び種子貯蔵技術、苗管理技術等の品質管理マニュアルの作成を推進した。

(4) 人工種子実用化開発推進事業

種苗のコストダウン、安定生産や優良品種の開発に資するため、組織培養を利用して自然種子と同様の機能を有する人工種子の実用化を推進した。

(5) ハイグレード品種早期育成システムの開発事業

最近著しい進展をみせているバイオテクノロジー等の先端技術の成果を応用した新たな育種・増殖システムの基盤技術を確立するため、社団法人日本種苗協会に助成して、種苗産業の共同研究体制の下、細胞操作技術、生殖細胞利用技術、効率的増殖技術等の活用による低コスト・省力的でかつ早期に優良な品種を開発するシステムの開発を推進した。

(6) 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布（6年度配布実績：馬鈴しょ1,962t、さとうきび269万本、茶樹12万本）を行った。

第11節 蚕 糸 対 策

1 蚕 糸 対 策

(1) 概 要

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を

果たしてきている。

しかしながら、近年、国内における繭の生産量は養蚕農家の減少、高齢化等により減少し、それに伴い生糸生産量も減少している。最近では、長期にわたる「きもの」離れに加え、バブル経済崩壊後の不況、国際生糸価格の低落、円高の進行等の影響を受け、需要の減退と絹製品の輸入の増加を招いている。

このような需給状況の下で生糸価格は低落し、平成5年8月末以降、安定基準価格を下回る水準で推移してきた。

このため、平成5年10月の養蚕・製糸・流通・絹業による相互扶助の精神にたった四者合意を踏まえ、需給実勢に対応しつつ、製糸・絹業の採算性に配慮して、行政価格の引下げ(安定基準価格 平成6年4月 10,400円/kg→8,400円/kg 対前年比▲19%, 平成7年4月 8,400円/kg→7,200円/kg 同比▲14%)を行う一方、養蚕農家の手取りを確保するため6年4月に設定した取引指導繭価については、これを維持するとともに、この取引指導繭価での養蚕農家への支払いを支援するための製糸への助成、製糸業者の操業を確保するための輸入繭の所要量確保など、養蚕・製糸経営の安定を図るため各種の対策を講じた。

国際的には、7年4月からのWTO協定実施に伴い、生糸については、蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)による国家貿易は維持するが、事業団による一元輸入制度を見直し、事業団以外の者でも関税相当量に相当する額を支払えば生糸を輸入できるとし、繭については、事前確認制から関税割当制度に移行することとなった。

(2) 6 生糸年度における需給事情

6 生糸年度の生糸需給は、繭生産量 7,724t(前年比31%減)、繭輸入量 4,749t(同78%増)で、生糸の国内生産量は61,231俵(同10%減)となっており、これに生糸輸入量29,245俵(同15%増)を加えた生糸供給量は、90,476俵(同3%減)となった。

一方、需要量再は輸出が30俵で、国内生糸引渡数量は86,069俵(同15%減)であったので、生糸の年度末在庫は、31,280俵(同16%増)となり、このうち短期保管を含めた事業団在庫が20,157俵(同11%増)となった。

なお、国内生糸引渡数量から絹織物等の輸出を除いた生糸純内需は、74,496俵(同17%減)となった。

生糸価格は、平均で6,787円/kg(同22%低下)であった。

2 養 蚕 対 策

(1) 養 蚕 概 要

6 年度の繭生産は、養蚕従事者の高齢化、従事者の減少等から引き続き減少し、養蚕農家は1万9,040戸で前年に比べ8,140戸(30%)減少、桑園面積は3万3,900haで前年に比べ8,600ha(20%)減少、取繭量は7,724tで前年に比べ3,488t(31%)減少した。

取繭量を蚕期別にみると、春蚕は3,036t(34%減)、初秋蚕は2,044t(33%減)、晩秋蚕は2,644t(25%減)となっている。

(2) 養蚕振興対策事業

ア 主産地振興対策事業

養蚕業の安定的な発展を図るため、養蚕適地で、今後とも高能率な繭生産が期待できる効率の養蚕地域を対象に、総合的な養蚕振興対策事業を重点的、計画的に実施し、今後の養蚕業を主体的に担う産地の育成及び蚕作の安定、革新的技術の導入、多回育の推進等生産性の向上を通じた中核的養蚕農家の育成による低コスト省力化養蚕経営の実現を推進した。

具体的には、先進的農業生産総合推進対策の一環として、次の事業を実施した。

(ア) 低コスト省力化生産体制整備事業

蚕作の安定、省力化による生産性の向上、繭の生産流通体制の近代化を図る等地域養蚕の中核的拠点としての役割を担う広域的な養蚕の基幹施設を整備する事業、生産性の向上等を基本とした密植速成機械化桑園への改良整備、壮蚕飼育装置等中核的な養蚕農家の育成を図るための条件を整備する事業、養蚕産地における養蚕の地域機能を効果的に発揮できる体制を整備するための地域養蚕機能活性化推進検討会の開催及び桑葉供給施設の整備等を行う事業を実施した。

(予算額 1億3,578万円)

(イ) 低コスト省力化生産技術実証モデル事業

低コストで生産性の高い養蚕経営を実現する先進的な養蚕経営モデル団地を育成するため、これに必要な推進指導体制の整備を図るとともに、革新的技術を組み合わせた機械化一貫省力技術体系による多回育化・規模拡大を図るための生産条件を整備する事業を実施した。

(予算額 9,958万円)

(ウ) 新需要開発産地形成等推進事業

新しい絹素材の用途に対応したハイブリッドシルク用等の特殊用途用繭の生産団地を育成するための指導体制及び生産条件の整備を図る事業、ヤマヌ産地の育成を図るための生産、流通、加工技術の定着・向上

等に必要な指導体制及び生産条件の整備を図る事業を実施した。

(予算額 6,530万円)

イ 繭生産対策の指導

高齢化の進展等により大幅に縮小してきている我が国養蚕業の維持・発展を図るためには、中核的養蚕農家を核とした生産性の高い養蚕産地を早急に育成すること、革新的技術を導入した先進国型養蚕業の早期確立・普及による低コスト化を推進することが重要な課題である。

以上のような考え方のもとに、生産性の高い養蚕産地の育成については、今後育成すべき農家に対し施策の集中化・重点化を図ること、新たな普及指導体制の構築及びこの指導体制のもとで計画的な産地再編合理化を図ること、また、先進国型養蚕業については、一般普及へ向けて受入体制の整備を図ること、革新的技術を既存の技術体系に組み入れ、中小規模も含めた養蚕農家全体の低コスト化を図ること等の対策を推進した。

また、繭生産基盤の確保を図るため、夏秋蚕期においてより一層きめ細かな生産対策の推進を図った。

ウ 稚蚕人工飼料育

稚蚕人工飼料育は、52～53年度に実施された稚蚕人工飼料育実用化パイロット事業を契機に普及に移されて以来、普及率は年々向上している。

6年度における総掲立卵量(糸繭用)22万6千箱のうち、人工飼料育による掲立卵量は12万7千箱であり、普及率は55.9%となった。

(3) 桑 苗

優良桑苗を安定的に確保し養蚕経営の改善に資するためには、桑苗需給の均衡を図ることが極めて重要である。このため、7年2月桑苗生産流通等に関する打合せ会を開催し、優良品種の生産と計画的な新・改植の推進等について検討を行った。

6年産桑苗需給は、生産本数129万本(前年比46%減)に対し、需要本数は96万本であった。農家購入価格は全国平均で1本当たり48円72銭であった。

(4) 蚕 種

ア 蚕品種の指定

蚕種は、蚕糸業法(昭和20年法律第57号)により農林水産大臣が指定した品種及び交配形式(普通蚕種)以外は製造できないことになっており、農林水産大臣は農業資材審議会(蚕種部会)に諮問し、その答申に基づいて品種及び交配形式の指定又は指定の取消しを行っている。

6年度においては、春蚕に適するものとして「日201

号×中202号」、「いろ×どり」、夏秋蚕に適するものとして「日202号×中203号」、「日603号・日604号×中604号・中605号」の4交配形式を指定するとともに、12交配形式の指定取消を行った。

この結果、7年4月現在の指定数は原原蚕種107、交配形式58〔うち春蚕用28、夏秋蚕用23、その他のもの7(細織度2、太織度2、中細織度・長糸長1、広食性蚕2)〕となった。

イ 蚕種の生産と流通

蚕種製造業は、蚕糸業法第2条の規定により農林水産大臣の許可を要するが、6年度末における許可業者数は36である。うち、専業15、協業組合及び協同組合12、製糸兼営5、個人2、農業協同組合1、財団法人1となっている。

6年度における蚕種製造数量は、原原蚕種8千蛾、原蚕種7万蛾、普通蚕種20万箱(2万粒入り、以下同じ。)であった。また蚕種価格は、年平均箱当たり、3,584円で前年より138円(3.7%)下回った。

蚕種の輸出は、蚕糸業法第13条の規定により農林水産大臣の許可が必要であるが、6年度においては、3万箱がウズベクなど19か国に輸出された。

(5) 災 害

6年度の被害量(繭に換算)は376tで、前年に比べ473t(56%)減少し、被害率は4.6%となった。桑害は135tで、前年に比べ481t(78%)減少した。これは、晩秋蚕期において低温等の影響により冷湿害及び風水害が発生した前年に比べ、被害が小さかったためである。

3 繭・生糸の流通対策

(1) 繭取引の概況

6年度の繭取引は、養蚕農家の手取りを確保するため、1,518円/kgの取引指導繭価を設定した。この結果、四蚕期平均の繭価協定実績は1,642円/kg(5年度1,694円/kg)となった。

(2) 繭検定システム整備事業

新品質評価法に係る糸質向上検定施設の効率的な利用を図るため、システム化推進協議会の開催及び繭検定施設のシステム化を内容とした「繭検定施設システム整備事業」を実施した。

(3) 繭糸試験調査事業

自動選繭機及び自動繭質測定器による新検定法への円滑な移行を図るため、新検定法の実施が妥当な水準の下で維持されているか調査分析、技術的問題点を摘出するため、「新繭質評価実施技術に関する試験」を平成4～6年度において実施しており、6年度は福島県ほか5県が事業を行った。

4 絹需要増進対策

平成2年12月に蚕糸業振興審議会において策定された「絹需要増進に関する今後の行動計画」に基づき、平成6年度は、ハイブリッドシルク等新しい素材を用いた製品開発の促進、シルクの宣伝・普及、販売促進等に対し、事業団の蚕糸業振興資金からの助成を行った。

5 製糸業対策

製糸業の経営の安定と新たな対応を進めるため、平成6年度においては、コスト低減、優良繭の確保等に併せ、良質生糸生産の推進指導を行った。また、製糸業の原料繭確保のため、6生糸年度において乾繭4,030tの輸入枠を設定した。

生糸価格安定対策の一環として、生糸価格の低落に対処するため、製糸構造改善事業協同組合が事業主体となって、事業団の助成事業による生糸の調整保管事業（平成6年8月25日～平成7年2月28日）により、2,010俵の生糸の保管が行われた。

第12節 繭糸価格安定対策

1 繭糸価格安定制度の運用

(1) 概要

生糸価格は、2生糸年度以降、安定価格帯の水準内で推移していたが、5年8月以降、バブル経済の崩壊等を背景に安定基準価格を下回る水準で推移した。

このため、事業団による輸入生糸の買換え、製糸団体による調整保管の実施により、5生糸年度末には一時安定基準価格を上回ったものの、その後低迷が続いている。

(2) 繭糸価格安定への取組

平成6年産繭については、養蚕農家の手取りを確保するため、新たに取引指導繭価（1,518円/kg）を設定し、一方、製糸業者に対しては、取引指導繭価での繭代の支払いを支援するため、事業団の蚕糸業振興資金から助成を行うとともに、需給上必要な所要量の輸入繭の割当てを行った。

また、繭糸価格の安定を図るため、事業団買入対象生糸の品質格差の見直し、事業団による生糸緊急保管事業を実施するなど、生産・流通等の環境整備を行った。

(3) 蚕糸業振興審議会価格部会の開催

7年3月24日に開催された蚕糸業振興審議会繭糸価

格部会に対し、農林水産大臣は以上のような考え方の下に、平成6生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成6年5月21日から平成7年5月20日までの期間に適用する基準繭価の変更並びに平成7生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成7年5月21日から平成8年5月20日までの期間に適用する基準繭価の決定について諮問した。これに対し、同部会は慎重に審議した結果、下記のような答申を行った。

記

標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに基準繭価については、政府試算のとおり変更し、及び決定することはやむを得ないものと認める。

なお、この決定に関連して、今回設定される取引指導繭価の水準での繭代の支払いを支援するため、関係業界の協力を得ながら所要の措置を的確に講ずること。

附帯決議

政府は、今回の価格決定と併せて、今後、次の措置を適切に講じ、蚕糸・絹業経営の安定に努められたい。

1 実需に結びついた生糸の生産・流通等環境条件の整備を図る観点から、製糸業者に対する支援（事業団の助成と輸入繭の配分）を的確に行うとともに、生糸検査規格並びに生糸取引所の品質格差及び共用品について早急に見直すこと。

また、プレス繭及びくず繭、絹偽装二次製品等の輸入管理の徹底強化を図ること。

2 繭糸価格安定制度について、安定価格帯の範囲内における糸価の安定を図るため、適正に運用すること。

3 養蚕業の将来展望を明示しつつ、先進的養蚕産地の育成のため、技術の普及・実証等の重点的な実施を図ること。

また、高品質・特徴ある繭作りの推進の観点から、蚕種業・繭生産者、製糸業者、絹業者、染加工業者等が一体となった提携システムの確立により、原料段階から製品に至るブランド化を推進すること。この場合、国、県の試験研究機関と民間研究者が一体となって取り組めるような体制の整備に努めること。

4 国産繭及び生糸の高品質化と取引及び品質評価の多様化等に対応し、繭検定及び生糸検査等について検討を進めること。

5 若い世代にも配慮した和装その他の絹文化の普及、新しいシルク素材等を用いた製品の開発、絹製品の流通コストの削減等により、絹需要の拡大を図ること。

(4) 繭糸価格の決定

審議会の答申の主旨を尊重し、次のように繭糸価格を決定し、平成7年3月31日付けで農林水産省告示(第474号及び第476号)を行った。

・平成6生糸度に適用する繭糸価格の変更

標準生糸の安定基準価格

8,652円/kg→7,416円/kg

標準生糸の安定上位価格

12,772円/kg→10,918円/kg

基準繭価

1,262円/kg→1,082円/kg

・平成7生糸度に適用する繭糸価格

標準生糸の安定基準価格 7,416円/kg

標準生糸の安定上位価格 10,918円/kg

基準繭価 1,082円/kg

2 繭・生糸の輸入体制

(1) 輸入調整

繭及び生糸については、国内の需給事情に即した秩序ある輸入を行う必要から、従来から需給上必要な輸入数量を確保するために輸入調整が行われている。

(2) 輸入制度の変更

平成6年12月のウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、WTO協定の発効により平成7年4月から、①繭輸入については事前確認制度から関税割当制度へ、②生糸輸入については事業団による一元輸入制度から関税化へ移行し、輸入制度が大幅に変更されることとなった。

(3) 二国間協議

生糸、絹糸及び絹製品の主要輸出国である中国及び韓国からの安定的な輸入を図るため、昭和51年以来二国間協議を実施し生糸、絹糸及び絹製品の輸入枠の取決めを行っている。(絹糸及び絹製品(絹織物)については通商産業省の所管品目)

平成6年度の二国間交渉は、WTO協定の発効に伴い平成7年4月から生糸輸入が関税化へ移行されることを踏まえて行われた。

ア 中国：生糸輸入枠の取決めが実際には1年遅れとなっているため、平成7年度に輸入されるものについては、我が国のグローバル輸入数量の範囲内で行われることで合意に達した。

イ 韓国：平成6年度の生糸輸入枠を5,500俵に取決めることで合意に達した。

(4) くず繭の輸入

くず繭については、通関時に税関で検査が行われ、くず繭(繰糸に適しない繭)と認められるものは無税となっている。

また、プレス繭については、従来よりくず繭(繰糸に適しない繭)に分類されてきていたが、煮繭等繰糸技術の向上により繰糸可能な繭も相当量含まれてきていることから、平成6年7月11日付けで「繭の関税分類」が改正され、くず繭の通関時の検査が厳格に行われるようになった。

今後とも大蔵省関税局との連携の基に、繭の輸入管理の徹底・強化を図って行くこととしている。

3 蚕糸砂糖類価格安定事業団の運営

(1) 運営審議会の開催

事業団は農林水産大臣から標準糸価の決定通知を受け平成7年3月30日に運営審議会を開催した。同運営審議会は7年4月1日以降6年生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格及び7年生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格について答申し、事業団は農林水産大臣の認可を得て1kg当たり7,100円と決定した。

(2) 事業実績

6事業年度の事業実績は次のとおりである。

ア 生糸価格安定事業

(ア) 国産糸の買入れ、売渡し	0俵
(イ) 外国産生糸の輸入、売渡し	
前期繰越数量	20,872俵
輸入数量	21,245俵
売渡数量	26,245俵
一般売渡し	0俵
実需者売渡し	26,245俵
新規用途等売渡し	0俵
<買換え>	1,601俵
期末保有数量	15,872俵
イ 受託乾繭事業	未実施

ウ 生糸短期保管事業

(ア)前期繰越数量	0俵
(イ)当期買入数量	3,445俵
(ウ)当期売戻数量	50俵
(エ)期末保有数量	3,395俵

エ 繭糸生産流通合理化等助成事業

(ア)繭糸生産流通合理化事業	4,263万円
(イ)生糸等需要増進事業	16,761万円
(ウ)蚕糸業経営技術指導事業	2,142万円
(エ)生糸調整保管事業	1,411万円
(オ)国産繭流通円滑化奨励金交付事業	172,411万円
(カ)蚕糸業振興対策事業	78,325万円

第13節 蚕業改良普及事業

1 蚕業改良普及組織

(1) 蚕業改良普及組織の統合

蚕業改良普及事業は、昭和22年発足以来、養蚕農家に対し養蚕に関する知識及び技術を普及し、蚕業技術の改善と養蚕経営の合理化を推進することを目的として実施してきたが、近年の養蚕業をめぐる状況等を勘案し、将来にわたって総合的かつ安定的に普及指導を行う体制を確立するため、協同農業普及事業との統合が行われることとなり、平成6年10月15日に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成6年法律第87号）が施行された。これにより、蚕業技術指導所は農業改良普及所と統合され、蚕業改良指導員（県職員）は地域農業改良普及センターに所属する改良普及員となって、引き続き養蚕農家を中心に複合部門も含めた総合的な普及指導活動を行うこととなった。

国の助成についても、蚕糸技術改良普及事業交付金は廃止され、養蚕関係分として協同農業普及事業交付金に8億5千万円が増額された。

また、統合に伴い、嘱託蚕業普及員（県から委嘱を受けた養蚕農協等の技術員）は他の分野と同様の指導体制に移行することとなったが、その経過措置として、一定期間嘱託蚕業普及員に代わる養蚕産地育成推進員を設置し計画的な産地づくりを推進することとなり、このため、蚕糸砂糖類価格安定事業団を通じた支援策として、平成6年度から蚕糸業振興対策費交付金を創設した。（予算額10億5,900万円）

また、蚕業技術の指導等を効果的、効率的に推進するため、蚕糸業をめぐる情勢の変化についての確実な対応が必要なモデル的性格の強い事業については、従来どおり補助事業を実施している。6年度は新たに蚕業青年・婦人活動促進特別事業等を実施したが、これら補助事業に必要な経費を蚕糸技術改良普及等事業費補助金として助成している。

（予算額 6,099万円）

2 研 修

(1) 蚕業改良普及職員の研修

ア 中央研修

蚕業及び普及指導に関する知識並びに技術の水準を維持向上させて、普及指導力の強化を図ることを目的として、6年度は次の研修を実施した。（カッコ内は受講者数）

蚕糸技術特別研修	(24名)
養蚕経営改善研修	(28名)
蚕桑技術研修	(29名)
養蚕機械研修	(49名)
イ 地方研修	

蚕業改良普及職員の職務に応じ地域の実情に適合した知識、技術を習得させ、資質の向上を図ることを目的として都府県において地方研修が実施された。

(2) 蚕業技術者の育成

蚕業技術者の育成は、府県の農業大学校蚕業科等（6年7県）で行われており、7年3月の卒業者数13名、4月の入所者数3名で6年度の在籍者数は21名であった。

3 広 報 活 動 等

(1) 定期刊行物

ア 蚕業普及だより

農蚕園芸局と蚕業改良普及職員との連絡機関紙である「蚕業普及だより」は、普及活動において必要な各種資料の提供、蚕糸関係諸対策の理解と徹底を図るため毎月発行しているが、7年3月末までに687号を発行した。

(2) 蚕業技術普及マニュアル

先進国型養蚕業の早期確立を目指した蚕業改良普及活動の効率化を図るため、技術指導の手引きとして先進国型養蚕経営に視点を置き、理論的・体系的・実践的に解説した先進国型養蚕技術体系マニュアルを平成4年度から作成している。

6年度は、経営版「超多回育養蚕経営指導の手引」と題して、超多回育養蚕経営の展望、実現のための技術的・経済的条件及び実現の方法、経営改善計画の策定等について体系的にとりまとめるとともに、事例を紹介したマニュアルを作成した。

第14節 果樹農業振興対策

1 果樹の生産対策

(1) 果樹生産の動向

6年の果樹栽培面積は32万1,700haとなり前年に比べ7,200ha減少した。種類別にみると、おうとう（110ha増）、西洋なし（90ha増）等では増加したものの、うんしゅうみかん（2,300ha減）、くり（1,100ha減）等では減少した。

6年産の果実の収穫量（農林水産統計速報）は410万5,000tとなり、前年産に比べて15万6,000t減少した。こ

れは「平成6年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針」に基づく摘果の推進、干ばつの影響等によりみかんが大幅に減少したこと、干ばつ、台風等によりりんごがわずかに減少したこと等によるもので、種類別には、うんしゅうみかん(24万4,000t減)、りんご(2万1,700t減)、なつみかん(1万5,300t減)、ぶどう(1万3,800t減)等で減少した。一方、かき(5万6,900t増)、日本なし(3万4,100t増)、うめ(1万6,400t増)等では増加した。

(2) 果樹の生産に関する施策

ア 平成2年3月20日に策定された果樹農業振興基本方針に基づき、需要の長期見通しに適合した果樹生産の誘導を行うとともに、果実需給の安定、消費者ニーズに即した高品質果実の生産、国際競争にも耐え得る足腰の強い果樹産地の育成、ひいては果樹園経営の安定に資するため、先進的農業生産総合推進対策等において、次の諸対策を総合的に実施した。

(ア) かんきつ及び落葉果樹について、無人作業機、傾斜地多目的管理機等の導入により生産性等の飛躍的向上を図るとともに、生産コストの低減、品質の向上技術等を確立・実証するための果樹高度生産モデル団地の設置に加え、新たに、省力化技術対策の実証等によるモデル経営体の育成を行った。

(イ) 高度な品質管理システムの導入のための産地条件・体制の整備を実施し、高品質果樹モデル産地の育成を推進した。

(ウ) かんきつ及び落葉果樹について、小規模土地基盤整備、生産施設及び集出荷施設の整備等を行い、産地の整備を推進した。

(エ) パインアップルについて、小規模土地基盤整備、生産機械・施設の整備等により、産地体制の整備を行った。

(オ) 各地域の有望な特産果樹について、生産・流通・加工条件を整備して産地の育成を推進した。

(カ) かんきつ転換産地において、生産流通条件等を整備して、転換先果樹の安定・定着を図った。

(キ) 果樹の優良健全種苗供給体制を整備するため、ウィルス無毒種苗増殖用施設及び大苗育苗施設の整備を実施した。

(ク) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、国際化に対応した果樹の生産条件の改善を図るため、その核となるりんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接を緊急に実施するとともに経営体育成の加速化に資する共同利用施設等の整備を実施した。

(予算額 85億5,014万円)

イ 果樹産地機能増進事業

果樹産地の持つ特色ある機能を活用して、生産条件の整備に加え、都市消費者との交流促進、高齢者の生きがい作り等の対策を実施した。

(予算額 14億4,000万円)

ウ 農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち「果樹栽培合理化資金」の貸付を行った。

(貸付実績 8億9,000万円)

(3) 果樹農業研修

果樹農業研修は果樹栽培の機械化に関する諸技術を集団化された果樹園において合理的に組み合わせた一連の機械化栽培体系として組み立て、検証するとともに、果樹農家の後継者等を対象にこれら諸技術の実務研修を通じて果樹農業近代化推進の中核的役割を果たす農業者を育成することを目的として実施している。

(予算額 1億3,418万円)

2 果実の流通合理化対策

果実の流通の円滑化を推進するため、主要果実について関係者を集め、流通改善のための協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の整備と価格の安定を図った。

3 果実の加工対策

果実加工業は、消費形態の多様化により、その重要性が増している。また、近年の国際化に対応するため、果実加工品についてもかんきつ及び農産物12品目交渉の結果を踏まえ、輸入自由化関連国内対策として果実搾汁部門の施設整備を実施した。

前年に引き続き、加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

4 果実の価格安定対策

果実生産出荷安定基金制度については、前年度に引き続き計画生産出荷の促進、加工促進等の需給安定対策等を強力に推進するための資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成した。

ア 特定果実等計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかんの生産量が大幅に増加する可能性があったため、摘果等の推進及び出荷調整等を行うため、特定果実計画生産出荷促進事業を実施した。

(予算額 4億6,347万円)

イ 果樹改植農家経営維持安定資金利子補給事業

前年度に引き続いて、うんしゅうみかん等の改植・高接実施農家が借り入れた経営安定資金について利子負担の軽減措置を講じた。

(予算額 8,952万円)

ウ 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（果汁原料用うんしゅうみかん等）の6年度及び7年度分についての造成を行った。

また、6年産加工原料用果実の生産者補助金の交付は、果汁原料用うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、りんご、もも、缶詰用もも、加工原料用パインアップルについて行われた。

(予算額 6億6,628万円)

エ 果汁消費促進特別対策事業

果汁消費の安定的拡大を図るため、前年度に引き続き、小・中学校等へうんしゅうみかん果汁の供給を行った農業者団体（17府県連）に対し、補助金を交付した。

(予算額 4億2,897万円)

オ 果樹栽培管理機械開発事業

果樹栽培における総合的な機械化体系を確立するため、各種作業機械の開発を中央果実基金が生物系特定産業技術研究推進機構に委託し、当事業を実施した。

(予算額 2,522万円)

カ 果実加工品調整保管事業

うんしゅうみかんを果実製品に加工し、調整保管を実施する事業に要する経費の造成（2か年分割造成の2年目）を行った。

(予算額 5億1,125万円)

5 果実等の消費拡大対策

自由化関連対策の一環として、かんきつ、りんご、ぶどう等の消費拡大を積極的に進めるため、みかんフェアの開催、店頭販売促進、テレビCM等を実施するとともに、果実の輸出振興のため、輸出体制の整備、市場調査、輸送試験及び海外における消費宣伝活動を実施した。また国産みかん果汁の消費拡大についても積極的に進めるため、各種メディアを利用した消費宣伝活動を実施した。

6 果実及び果実加工品の輸出入

(1) 輸 出 の 動 向

6年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に6,204t、なしが香港、米国向けを中心に3,887t、りんごがタイ、香港を中心に2,335t、かきが香港、シンガポールを中心に2,651t輸出された。

果実加工品の輸出のうちみかん缶詰については、シ

ンガポール、サウジアラビアを中心に輸出され、前年比242%増の1,873tであった。

果汁を含有する飲料は、前年比76%減の572klが輸出された。

(2) 輸 入 の 動 向

6年の生鮮果実の輸入量は、バナナが93万t、グレープフルーツ、オレンジ、レモン等のかんきつ類が57万t、パインアップルが11万tであった。

果実加工品の輸入のうち果実缶詰の輸入量は、前年比8%増の26万8千tで、品目別には、パインアップル缶詰が8万4千t、もも缶詰が7万5千t、ミックスドフルーツ缶詰が1万9千tであった。

果汁の輸入量は、前年比48%増の22万kl（濃度不明）で、品目別にはオレンジが10万7千kl、リンゴが5万9千kl、グレープフルーツが1万5千kl、ぶどうが1万4千kl、パインアップルが5千klであった。

第15節 花きの生産普及対策

1 花き生産状況

5年産の花きの生産状況は表11のとおりである。

表11 5年産の花きの生産状況

	作付面積(ha) 前年比(%)	出荷数量 前年比(%)	生産額(百万円) 前年比(%)
切 花 類	18,215	5,582,409(千本)	298,176
	101	99	106
鉢 も の	1,822	222,052(千鉢)	100,900
	102	99	99
花壇用苗もの	540	227,530(千鉢)	12,078
	106	114	120
花 木 類	15,101	168,907(千本)	173,578
	100	93	96
球 根 類	1,440	416,644(千球)	7,987
	96	92	102
芝	10,177	8,261(ha)	17,954
	111	97	100
地被植物類	99	34(ha)	6,346
	111	142	154
合 計	47,393		614,019
	103		102

2 花き需給安定推進

花きの需要の拡大に対処して、総合的な花き需給調整を推進するため、産地における生産及び出荷事情の調査、花き市場の流通調査、消費の実態調査を実施するとともに、花き需給調整協議会の開催及び花き流通改善のための基礎資料の整備等需給安定対策の推進を図った。また、新たに、花き生産の先端技術や新流通

システム、新需要に関する調査分析を行った。

(予算額 3,542万円)

3 花き生産流通対策

最近の花きの需要動向に対応し、花きの生産及び流通の高度化による高品質で低コストな花きの安定的供給を推進するため、産地の組織化、既存産地の再編整備、カジュアルフラワー生産の推進、先端技術集約モデル団地の育成等を図るとともに、新品種の導入、新栽培技術の普及、花きの啓蒙・普及等を行う拠点施設の整備を行った。

また、新たに、中山間地帯の自然条件等を活用した多様な花き生産を推進する中山間花き産地の育成を行った。

(予算額 8億4,687万円)

4 花き普及促進対策

花きを活用した潤いのある豊かな社会の実現と花き産業の振興に資するため、全国的な花きの普及啓発活動、花き園芸技術展の開催、全国規模の共励会の実施、花きの普及に関するシンポジウムの開催等により、家庭・職場等における花き消費の拡大・定着、花きを活用した景観美化の促進、花きを通じた地域農業の活性化等をめざす「花の国づくり運動」を展開した。

また、花きの需要を拡大する観点から、贈答用、催事・営業用等の需要に加えて、日常的消費向けの手頃な価格の花（カジュアルフラワー）の需要を開拓するため、その生産・流通・販売システムの確立のための調査を実施するとともに、中長期的視点に立った今後の花きの普及促進に資するため、花きに関する総合的な情報収集・提供のあり方についての調査検討を実施した。

また、平成4年6月に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、新たに、商業的に繁殖できる希少植物種の適正な生産・流通に係る啓蒙普及活動等を実施した。

第16節 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給度の向上に資するため、「甘味資源特別措置法」に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のと

りである。

1 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業関係団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われてきたが、平成6年産の作付面積は野菜への転換、転作緩和措置等により減少し、6万9,800haであった。

10a当たり収量は、生育期前半の高温・多照、生育期後半の干ばつ・長雨により平年並の5.5tとなり、生産量は、385万t（前年比114%）となったが、根中糖分は低下した。

さとうきびの生産は、農業従事者の高齢化等の労働力事情による作付規模の縮小や、他作物への転換等により、近年、減少傾向にあり、6年産の収穫面積は2万4,800ha（前年比96%）となった。

10a当たり収量は、鹿児島県ではおおむね気象条件に恵まれたものの、沖縄県では宮古・八重山地域で度重なる台風により、また、南北大東地域で干ばつにより大きな被害を受けたため、両県平均では6.4t（同102%）となった。

この結果、生産量は、160万t（同98%）となっている。

また、品質取引移行初年度の品質（平均甘しゅ糖度）は、鹿児島県が14.3度、沖縄県が同13.1度、両県平均では13.6度となった。

2 てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道の畑作農業において輪作体系上の基幹作物であり、生産の合理化、品質の向上を図る必要がある。このため、平成6年度は次の事業を実施した。

ア 先進的農業生産総合推進対策において、生産の省力化を図るための集団営農用機械の導入、作業効率の向上を図るための小規模土地基盤の整備、最近開発されたオートプランター等の新技術の確立・実証の推進について助成を行った。

(予算額 32億2,432万円の一部)

イ 甘味資源作物の生産改善と技術の普及に資するため、甘味資源生産振興事業において栽培技術等検討会の開催、国産優良品種の原原種は、原種はの設置等について助成を行った。

(予算額 2,212万円)

3 さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県農業の基幹作物として極めて重要な作物であり、また、新た

に導入された品質取引制度の定着化のためにも、品質及び生産性の向上を図る必要がある。このため、平成6年度は次の事業を実施した。

ア 先進的農業生産総合推進対策において、大型から小型の各種乗用型収穫機の導入等による地域の実態に即した機械化作業体系の確立・普及、品質向上栽培技術の啓発・普及、さとうきびを基幹とした地域複合化の推進、恒常的低品質地帯の生産条件の整備等について助成を行った。

(予算額 10億0,663万円)

イ 生産の安定及び品質向上に資するため、早熟・高糖・多収性品種を中心として、原種ほの設置による健全無病な優良種苗の増殖・配布について助成を行った。

(予算額 3,521万円)

第17節 特産農産物の生産 振興対策

いも類、豆類、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されていること、また海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

1 特産農産物の生産動向

(1) いも類

6年産甘しょの作付面積は、前年より、1,700ha(3%)減少して5万1,300haとなった。10a当たり収量は2,460kg(主産県の作況指数110)であり、生産量は前年比22%増の126万4千tとなった。

また、馬鈴しょの作付面積は、3,000ha(3%)減少し10万8,200haとなった。生産量は、北海道産は257万9千t(10a当たり収量3,840kg)、都府県産の春植74万9千t(同2,020kg)、同秋植4万8千t(同1,250kg)であり、この結果、全国の生産量は前年と同程度の337万7千tとなった。

(2) 雑豆・落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生、緑豆は除かれる。雑豆の6年産の作付面積は、7万3,000ha(前年比3%増)と前年に比べ2,000ha増加した。種類別では小豆5

万2,500ha(前年同)、いんげん1万9,500ha(前年比13%増)、えんどう600ha(同9%減)、そら豆260ha(同16%減)、ささげ310ha(同21%減)であった。

生産量については、いんげんが収穫期の長雨による凶作で1万8,700t(同29%減)と減少したものの、前年凶作であった小豆が回復し、9万t(同98%増)となり、雑豆全体では11万1,000t(同50%増)と増加した。

落花生は、作付面積が1万4,400ha(同6%減)とやや減少したが、作況指数が117と豊作となり、生産量は3万4,900t(同49%増)と増加した。

(3) 茶

6年の茶栽培面積は、前年に比べ1,200ha減の5万4,500haとなった。荒茶生産量は、夏期の干ばつの影響で二番茶以降の収穫量が減少し、6年産は8万6,300t(前年比6%減)となった。茶の輸出は345t(前年比5%増)で、うち緑茶が311t(同2%増)であった。一方、輸入は4万955t(同9%増)で、うち紅茶が1万4,187t(同12%増)、その他の茶が2万2,050t(同15%増)、緑茶が4,718t(同14%減)であった。

(4) その他の特産農産物

その他の特産農産物の生産量は、いぐさ6万6,772t(同1%減)、こんにゃくいも9万800t(同4%増)、ホップ1,103t(同4%増)であった。

2 特産農産物の生産流通対策

(1) 新需要開発産地形成等推進事業(地域特産関係)

茶、こんにゃく、ホップ、葉たばこ、薬用作物、香料作物、いも類、雑豆類等については、健康、安全性、高品質、本物志向等需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産流通体制の整備による生産基盤の強化、新規需要の発掘とその供給体制の整備、及び生産技術先進モデル地区の設置と先進技術導入のための条件整備等を実施した。

(予算額 7億3,871万円)

(2) 地域特産作物発掘・導入促進事業

規模拡大を図る上で制約の多い条件不利地域において、収益性の高い複合経営を確立するため、地元の創意工夫を生かし、立地条件を活用した新たな作物の発掘・導入・栽培技術の確立、市場の調査及び生産条件の整備等について助成を行った。

(予算額 1億7,855万円)

(3) その他の特産農作物の生産流通対策

いについては、需要動向に見合った計画的な生産と需要の拡大を図る等需給安定対策を行うい・い製品需給安定対策事業を実施した。

(予算額 859万円)

茶については、計画的な生産と消費の拡大を図る等需給安定対策を行う茶生産流通安定対策事業を実施した。

(予算額 1,692万円)

こんにゃくについては、計画的な生産を図るとともに、こんにゃく製品の品質を確保することにより需要の拡大を図るこんにゃく需給安定対策事業を実施した。

(予算額 557万円)

また、こんにゃくいものウィルス・フリー種苗の増殖と技術確立等を図るこんにゃくいものウィルス・フリー種苗実用化促進事業を実施した。

(予算額 708万円)

このほか、ハーブ等の生活にうおいを与える特産農作物について、生産や利活用法等に関する情報を整備し、産地と実需者等との連携体制作りを進め、需要の拡大等を図るハーブ等特産農作物情報推進事業を実施した。

(予算額 935万円)

第18節 大豆なたね交付金

大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）の運営は次のとおりである。

1 5年産大豆

5年7月15日に全国農業協同組合連合会（全農）及び全国主食集荷協同組合連合会（全集連）からそれぞれ提出された、5年産大豆の調整販売計画等及び交付金の交付の方法について、これを承認し、6年1月18日付け農林水産省告示第122号をもって公表した。

基準価格銘柄区分Ⅱの2等は60kg当たり14,218円と決定し、5年10月22日付け農林水産省告示第1236号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、6年10月7日全集連に対し表12のとおり交付金を交付した。

2 6年産なたね

6年4月15日に全農及び全集連からそれぞれ提出された6年産なたねの調整販売計画等及び交付金の交付の方法については、これを承認し、7月18日付け農林水産省告示第1068号をもって公表した。

基準価格60kg当たり11,639円と決定し、6年6月9日付け農林水産省告示第916号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事

表12

	大豆	なたね	単位
交付対象数量	23	1,001	t
基準価格	13,846	11,639	円/60kg
販売価格	13,473	4,061	円/60kg
流通経費	871	882	円/60kg
標準販売価格	12,602	3,179	円/60kg
交付金単価	1,244	7,614	円/60kg
交付金額	476	127,017	千円

業等実績報告書の確認を行い、7年2月6日両団体に対し表12のとおり交付金を交付した。

第19節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う協同農業普及事業を実施した。

なお、平成6年には、「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」に即し、効率的かつ安定的な農業経営の育成等の課題に普及事業が的確に対応し、効果的かつ効率的な普及活動が展開し得るよう、農業改良助長法の改正が行われ、10月15日に施行されている。改正の要点は、①目的規定の整備、②蚕業も含めた総合的な普及指導の実施、③農業改良普及所の機能の充実、④普及協力委員制度の創設、⑤農業者研修教育施設における研修教育の充実、⑥専門技術員の農業者に対する直接指導の実施、である。

1 協同農業普及事業交付金

事業の基礎的経費については、標準・定額の協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 319億8,982万円)

協同農業普及事業交付金が交付される事業の内容は、次のとおりである。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

ア 専門技術員

専門技術員は、各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁に配置され、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導援助等を行っている。

専門技術員の専門項目は、農業関係として稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術

に関する14項目と普及指導活動（農業）及び普及指導活動（青少年）が、生活関係として労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工、普及指導活動（農民生活）の5項目が設けられており、その設置に当たっては、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から任用している。

専門技術員の7年3月31日現在の設置実数は667人（うち農業関係550人、生活関係117人）である。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及活動を行っているが、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行っている。

改良普及員の7年3月31日現在の設置実数は、10,669人（うち農業関係9,009人、生活関係1,660人）である。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

専門技術員は、改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する指導等を円滑に進めることを目的として、県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、改良普及員の研修等を行っている。また、その充実を図るために、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等に関する農業者のほ場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を行っている。

これら、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行っている。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センター管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式

等により、管内において、総合的、計画的に普及活動を行っている。また、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を進

めている。

改良普及員は、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進めるため、直接農業者に対して、主に次のような活動を行っている。

(ア) 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うための所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び相談

(イ) 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

(ウ) 農業経営及び農村生活に関する情報資料の農業者等への適時、適切な提供

(エ) 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

地域農業改良普及センターは、改良普及員の活動の拠点であり、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた計画的かつ総合的な普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は都道府県の条例によって定められている。7年3月31日現在の地域農業改良普及センター数は570である。

地域農業改良普及センターにおいては、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のようなことを行っている。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者に有益な情報を提供し、新規就農の促進に資するための、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整備・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員及び普及協力委員を構成員とし、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を

行う地域農業改良普及推進協議会等の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇・育児休業中その普及指導活動を代替して行う産休等改良普及員代替職員の設定

カ 新規就農に向けた啓発を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行っている。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修（国が実施する研修への派遣を含む。）を実施するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備している。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員に対し普及指導活動の基礎指導力を高めるための研修、現地の技術課題等を解決するための研修、改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修、先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関等への留学研修、先進地、市場等への派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員研修、農政課題研修、技術研修、新任の地域農業改良普及センター所長研修等の研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のようなことを通じ、優れた青年農業者の育成を図っている。

ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農

意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（農林水産省農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業者」として認定し、研究会、先進地調査等の実施

(7) 農業者研修教育施設（県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門及び県の農業及び農村の実情に応じて短期の研修部門を置いている。養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義・実験及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させ、研修部門においてはリーダー、就農青少年に対し、農業又は農家生活に関する知識及び技術を習得させるとともに、このために必要な機材等の整備を行っている。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、教務担当研修等の職員研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施している。

2 協同農業普及事業の効果的・効率的推進

普及組織の質的向上を第一義としてより高度な普及指導活動への取組を強化するため、普及の技術水準の高度化、県農業大学校等の施設整備の拡充強化等を図るとともに、協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 普及の技術水準の高度化

ア 普及職員の国際感覚のかん養、海外の農業動向・農業技術の体得、海外の先進的な普及手法の習得等を通じた指導能力の向上を図るため、普及職員を先進農業国等へ派遣する普及職員海外派遣研修事業を実施した。

（予算額 8,542万円）

イ 普及職員の専門項目又は部門分担に係る専門的知識・技術及び手法を習得させるため、普及職員を国内の大学、試験研究機関等に派遣する普及職員国内留学研修事業を実施した。

(予算額 3,808万円)

ウ 専門技術員として必要な知識及び技術の水準を高め、資質の向上と改良普及員に対する指導力の向上を図るため、農林水産省において専門技術員研修を実施した。

(予算額 867万円)

エ 若手改良普及員の実践的な指導力を早期に養成するため、若手改良普及員を対象として、先進農家における体験研修、大学校・試験場研修、現地課題解決研修を体系的かつ集中的に実施する若手改良普及員早期養成研修事業を実施した。

(予算額 6,304万円)

オ 普及職員の経営指導能力の飛躍的向上を図るため、普及職員に対する集合研修及び民間企業やビジネススクール等への派遣研修を行う普及職員経営指導能力向上特別事業を実施した。

(予算額 1億7,491万円)

カ 普及センターが地域農業に密着した技術・経営指導の拠点としての役割を果たしていくため、現場での迅速かつ的確な指導に必要な現地診断機材や現場での普及活動を支援する高度指導用機材等を整備するほか、これらの効率的な利活用を推進するための調査・研究会を開催する現地活動強化特別事業を実施した。

(予算額 4億5,050万円)

キ 専門技術員の指導力向上及び活動の高度化を図るため、専門技術員を核とするプロジェクトチームによる、高度・先端的な現地実証等の活動とともに、ブロック、全国レベルの調査・研究活動を行う専門技術員活動高度化事業等を実施した。

(予算額 8,207万円)

(2) 高度な技術・経営等の普及指導

ア 生産性の高い水田営農の確立と水稲作・転作を通ずる望ましい経営体の育成を図るため、水田営農の活性化の方策の検討・策定を行うとともに、こうした取組を自主的に推進しようとするモデル地区を選定し、濃密な経営・技術指導を行う水田営農活性化普及活動事業を実施した。

(予算額 6,836万円)

イ 農業の国際化や農産物の需要動向に的確に対応し得る企業的経営を育成するため、地域の農業の担い手となり得る農業者に、企業者マインドの醸成、経営改善計画の策定指導、改善計画に即した経営改善、技術導入指導等を行う21世紀型企業的経営育成新普及活動特別事業を実施した。

(予算額 8,291万円)

ウ 農業者集団が自主的に取り組んでいる独自の技

術開発や、試験研究機関等の研究成果の地域条件に即した改良・組立等を支援するとともに、関係機関が連携を図り、その技術の定着を促進する農業者自主技術開発支援事業を実施した。

(予算額 3,001万円)

エ 農業者等の役割分担の明確化とこれに沿った共同作業の推進等地域ぐるみの諸活動の推進により、集落機能の維持・増進と地域の一体感の醸成を図り、効率的・安定的な農業生産を実践する大規模農家の育成を支援する先進的農業地域活動支援事業を実施した。

(予算額 7,650万円)

(3) 農村青少年の育成

ア 青年農業者の育成確保

農村青少年だけでなく農外からの新規参入希望者等を含めて幅広く就農を促進し、農業経営及び農家生活に関する技術・知識の向上を図るとともに、自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発して優れた青年農業者を育成確保するため、次の事業を実施した。

(イ) 新規就農を促進するため、青年農業者の育成確保の目標となる都道府県、市町村段階における人材育成方針の策定を進めるとともに、全国、都道府県段階における就農関連情報の提供、就農相談等の実施、県農業大学校等における短期研修コースの設置及びモデル市町村における実践的研修の実施、就農環境整備の促進等一貫した就農支援体制の整備を行う青年農業者育成確保推進事業を実施した。

(予算額 3億8,733万円)

(ロ) 県農業大学校の自営者養成部門(長期研修教育)及び短期研修部門の拡充強化を図るとともに、特に最近の農業分野の技術革新等に対応し、先端技術分野の研修教育の充実強化を図るための所要の施設を整備する農業農村生涯教育施設整備事業を実施した。

(予算額 12億円)

(ハ) 社団法人全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年の国内先進農家留学研修や国際交流研修、就農青少年の交換交流を図るための全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

(予算額 7,019万円)

(ニ) 社団法人国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を米国、欧州等の先進農家へ1～2年間派遣し、農業経営の実地体験をさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 5,127万円)

(ホ) 将来の進路を選択する上で重要な時期に当たる中学生に対し、農業体験学習等を通じた農業教育を行

うに当たり、その取り組みへの支援を推進するとともに、農業体験学習など農業教育に必要な指導用引き等を作成する農業教育支援事業を実施した。

(予算額 3,468万円)

イ 民間の研修教育施設における青年農業者育成

青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園、農業研修所、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員設置等に対して助成した。

(予算額 4億1,005万円)

ウ 農林水産省農業者大学校の運営

農業者大学校は、国自らが運営する農業後継者教育機関として、農業青年に対し3年間の特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営の担い手となるべき優れた人材を育成した。

(予算額 2億6,156万円)

エ 研修情報の整備

農業後継者等が継続的な研修を行う場合の受け入れ先となり得る大規模農家、農業関連企業等の実態を調査しデータベース化を図るとともに、農業大学校等において研修教育に使用する効果的で質の高い視聴覚教材を作成する研修情報バンク整備事業を委託実施した。

(予算額 390万円)

オ 「就農支援資金」の創設

農内農外からの新規就農の増大を図るため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年2月15日法律第2号)を制定し、無利子の「就農支援資金」の創設を中心とした、青年の就農を支援するための措置を講じた。

(予算額 48億円 貸付枠 72億円)

(4) 女性・高齢者対策と生活関係普及活動の強化

ア 「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」(平成4年6月)に示された方向に沿って、女性が農業・農村の担い手として、その持てる能力を十分に発揮できるよう、①方針決定の場への女性の参画促進、地位の向上、②労働条件、労働環境の改善、③農業生産等に関する能力開発・向上等を推進する農村女性活動促進事業を実施した。

(予算額 1億7,864万円)

イ 農業従事者が安全でかつ快適に農業労働に従事できるような環境整備を図るための農業労働管理推進事業を実施した(予算額 2,413万円)ほか、地域農産物等を活用した起業を指向する農村女性グループを対

象に地域農産物の加工や経営、マーケティング能力の向上を支援し、農村女性の経済的地位の向上と地域農業の活性化を図る農村女性グループ起業支援事業を実施した。

(予算額 4,983万円)

また、家族員の役割分担や就業条件について、家族全員が合意し、その内容が経営方針に明確化されている新しい家族経営体を育成するために新しい家族経営推進運動事業を実施した。

(予算額 4,940万円)

ウ さらに、普及事業において、関係機関と連携しつつ、「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現に向け、女性の活動支援に必要な知識等の研修や女性の位置づけの明確化、能力発揮に関するプロジェクト研究を行うための農村女性に関する指導能力向上対策事業を実施した。

(予算額 3,311万円)

エ 生活関係の普及活動を強化するため、改良普及員が専門家等の指導を得ながら、新たな分野に関する生活技術の確立を図る新生活関係普及活動強化特別事業を実施した。

(予算額 6,978万円)

(5) 生活関係研修

平成6年度の農林水産省生活技術研修館における生活関係研修受講者の実績は次のとおりである。

	コース数	延べ日数	延べ受講者数
農林水産省職員研修	3	14	110
生活関係普及職員研修	12	85	254

そのほか海外研修生の受入れなどを行っている。

(6) 普及情報活動の充実強化

普及職員の普及指導活動の高度化、効率化に必要な各種情報を、全国の普及組織等に迅速に提供するため、(1)全国農業改良普及協会に対して助成し、普及情報ネットワークシステムの管理運営及び本システムを活用して地域農業改良普及センターと農業者を結ぶローカルネットワークを整備するとともに、経営管理指導用ソフトウェアの開発を行った。また、新たな農政上の課題へ対応した普及指導活動やネットワークシステムを活用した新しい普及指導活動の推進のための調査研究及び都道府県普及情報センターのレベルアップ緊急対策を実施した。

(予算額 2億2,347万円)

(7) 女性の活動支援等

農村女性の自主的グループ活動を助長し、生活関係改良普及員の総合的指導力の向上に資するための農山漁村生活開発推進事業に必要な経費を社団法人農山漁

家生活改善研究会に対し助成した。

(予算額 3,436万円)

(8) 農村生活に関する調査研究及び技術開発

農家・農村生活の変化に対応し、都市地域とは異なる観点からの総合的な対策の推進を図るため、社団法人農村生活総合研究センターに対して助成し、農村生活に関する調査研究、技術開発等を行い、情報提供及びコンサルタント活動等を実施した。

(予算額 1億6,654万円)

(9) 農業及び生活に関する知識・技術の啓発等

ア 農山漁家の生活に関する知識・技術の普及、女性の能力発揮・地位向上に関する啓発等を図るため、社団法人農林放送事業団に委託して、生活関係普及活動の優良事例の紹介等を内容としたビデオを制作し、その貸出しを行った。

(予算額 1,282万円)

イ 地域類型、就業構造別に高齢農業者の就農パタ

ーンを把握し、高齢者の望ましい就業形態や地域における役割分担を明らかにするための農村高齢者の就業条件整備に関する調査事業を(財)農村生活総合研究センターに委託して実施した。

(予算額 140万円)

(10) 制度資金の活用についての指導援助

農業者が自主的に生産方式の改善や特定地域における経営の開始、農家生活の改善を行う等により農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする農業改良資金について、その活用等について指導援助するとともに、青年農業者等育成確保資金について貸付限度額の拡充等充実を図った。

また、自立経営育成のための総合資金の貸付け及び効率的かつ安定的な農業経営を育成するため創設された経営体育成総合融資制度の活用等について指導援助した。